

京都市告示第282号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年8月27日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
六地藏停車場線	伏見区桃山町中島町1番地の7地先から	旧	メートル 45.70	メートル 3.00 ~15.50
	同町3番地地先まで	新	45.70	3.04 ~18.65

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
桃山緯79号線	伏見区桃山町因幡3番地地先から	旧	メートル 44.50	メートル 10.80 ~20.00
	宇治市六地藏徳永10番地の9地先まで	新	44.50	11.30 ~21.00
桃山緯123号線	伏見区桃山町因幡7番地の11地先内	旧	11.00	12.73 ~13.00
		新	11.00	12.99 ~15.80

(建設局土木管理部道路明示課)